

（仮称）高津物流施設計画の環境影響評価の手續に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）高津物流施設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：（仮称）高津物流施設計画

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

工場又は事業所の新設（第1種行為）

2 指定開発行為者

名称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役副社長 企業不動産開発本部長 吉澤 恵一

住所：東京都港区赤坂一丁目8番1号

3 公告日

令和6年11月29日（金）

4 条例見解書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和6年11月29日（金）から12月13日（金）まで。土曜日、日曜日は除く。

（2）縦覧場所及び時間

高津区役所（1階）・中原区役所（4階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土曜日・日曜日は除く。

※縦覧開始日（11月29日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限

令和6年12月13日（金）（郵送の場合は12月13日消印有効）

6 事業内容等に関する問合せ先

名称：株式会社MSC

所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番20号

電話：090-6709-2356

ファクス：03-5404-3401

7 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

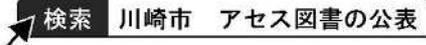
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年11月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）高津物流施設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日鉄興和不動産株式会社 代表取締役副社長 企業不動産開発本部長 吉澤 恵一
	名称	（仮称）高津物流施設計画
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為） 工場又は事業所の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市高津区下野毛2丁目976-1ほか、北見方3丁目531-1ほか 中原区宮内2丁目1541番2ほか
	目的	物流倉庫（一部産業支援施設）の新設
	内容	開発区域面積：約46,480㎡ 建築面積：約20,760㎡ 延べ面積：約110,790㎡
	施行期間	令和7年6月（着工予定）～令和10年2月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年11月29日（金）～12月13日（金） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧ください。
	縦覧場所及び時間	高津区役所（1階）・中原区役所（4階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土曜日・日曜日は除く。 ※縦覧開始日（11月29日）は、午前10時から縦覧を行います。 ※土曜、日曜日は除きます。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合が必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、 令和7年1月18日（土）日中 の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業により影響が及ぶおそれがある範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m程度の範囲
- ・風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 84m：最高高さ約 42m）の範囲
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある走行ルート沿道から 50 m程度の範囲
- ・日照阻害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	高津区	下野毛 1 丁目、下野毛 2 丁目、北見方 1 丁目、北見方 2 丁目、北見方 3 丁目 上記町丁の全部又は一部
	中原区	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、上小田中 1 丁目 上記町丁の一部

